

## 放送普及基本計画の一部を改正する告示案 新旧対照表

(傍線部分は改正部分)

○放送普及基本計画（昭和六十三年郵政省告示第六百六十号）

改 正 案	現 行
<p>第1 放送局の置局（受託国内放送及び受託内外放送にあつては、受託国内放送及び受託内外放送を行う放送局の置局及び委託放送業務。以下同じ。）</p> <p>1 放送を国民に最大限に普及させるための指針</p> <p>(1)及び(2) (略)</p> <p>(3) 地上系による受託国内放送（移動受信用地上放送）の普及 地上系による受託国内放送（移動受信用地上放送）のうち、207.5MHz から 222MHz までの周波数を使用して一般放送事業者が行うマルチメディア放送については、全国各地域においてあまねく受信できること。また、受信設備の普及に配慮すること。 <u>なお、一般放送事業者が委託により行わせる放送については、自動車その他の陸上を移動するものに設置して使用し、又は携帯して使用するための受信設備により受信されるという特性並びに影像、音響、信号等の情報及びリアルタイム型放送番組又は蓄積型放送番組の放送番組の形態を柔軟に組み合わせることができるという特性を生かしたサービスの推進に十分配慮すること。</u></p> <p>(4)から(6) (略)</p> <p>2 放送（委託して放送をさせることを含む。）をすることができる機会をできるだけ多くの者に対し確保することにより、放送による表現の自由ができるだけ多くの者によって享有されるようにするための指針</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 委託放送業務については、原則として、一の者によって行われ、又は支配される委託放送業務に係る伝送容量を制限し、できるだけ多くの者に対し委託して放送をさせることを行う機会を開放する。 なお、<u>衛星系によるデジタル放送を委託して行わせる委託放送業務については、デジタル技術の活用による高画質及び同一周波数帯における放送可能な番組数の増大と、それにより可能となる新しいサービスの可能性に十分配慮し、地上系によるデジタル放送を委託して行わせる委託放送業務について</u></p>	<p>第1 (同左)</p> <p>1 (同左)</p> <p>(1)及び(2) (略)</p> <p>(3) 地上系による受託国内放送（移動受信用地上放送）の普及 地上系による受託国内放送（移動受信用地上放送）のうち、207.5MHz から 222MHz までの周波数を使用して一般放送事業者が行うマルチメディア放送については、全国各地域においてあまねく受信できること。また、受信設備の普及に配慮すること。</p> <p>(4)から(6) (略)</p> <p>2 (同左)</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 委託放送業務については、原則として、一の者によって行われ、又は支配される委託放送業務に係る伝送容量を制限し、できるだけ多くの者に対し委託して放送をさせることを行う機会を開放する。 なお、<u>デジタル放送を委託して行わせる委託放送業務については、デジタル技術の活用による高画質及び同一周波数帯における放送可能な番組数の増大と、それにより可能となる新しいサービスの可能性に十分配慮する。</u></p>

は、当該放送の特性を生かしたサービスの実現に十分配慮する。

(3) (略)

3 その他放送の計画的な普及及び健全な発達を図るための基本的事項

地上系による一般放送事業者（移動受信用地上放送を行う一般放送事業者を除く。）については、放送事業者の構成及び運営において地域社会を基盤とするとともにその放送を通じて地域住民の要望にこたえることにより、放送に関する当該地域社会の要望を充足すること。

第2 放送の区分ごとの放送対象地域及び放送対象地域ごとの放送系の数（受託国内放送に係る放送対象地域にあつては、放送系により放送することのできる放送番組の数）の目標

1及び2 (略)

3 受託国内放送に関する放送の区分ごとの放送対象地域及び放送対象地域ごとの放送系により放送することのできる放送番組の数の目標

(1)及び(2) (略)

(3) 移動受信用地上放送（207.5MHz から 222MHz までの周波数を使用するデジタル放送）

放送の区分		放送対象地域	放送系により放送することのできる放送番組の数の目標
一般放送事業者 が委託により行 わせる放送	マルチメディア放送	全国	10程度 (注)

(注) 標準テレビジョン放送等のうちデジタル放送に関する送信の標準方式（平成15年総務省令第26号）第22条の5第1項に規定する13セグメント形式のOFDMフレームにおける放送番組の数を3、同令第11条第1項に規定する1セグメント形式のOFDMフレームにおける放送番組の数を7とした場合の数。

4 (略)

(3) (略)

3 その他放送の計画的な普及及び健全な発達を図るための基本的事項

地上系による一般放送事業者の放送については、放送事業者の構成及び運営において地域社会を基盤とするとともにその放送を通じて地域住民の要望にこたえることにより、放送に関する当該地域社会の要望を充足すること。

第2 (同左)

1及び2 (略)

3 (同左)

(1)及び(2) (略)

(3) (同左)

放送の区分		放送対象地域	放送系により放送することのできる放送番組の数の目標
一般放送事業者 が委託により行 わせる放送	マルチメディア放送	全国	当該放送に係る技術 等を考慮して定める 数

4 (略)